特定非営利活動法人　産業技術活用センター　定款

第１章 総 則

（名 称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人産業技術活用センターという。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を東京都千代田区九段北一丁目４番７号喜助九段北ビル501に置く。

第２章 目的及び事業

（目 的）

第３条　この法人は、中小企業等の再生やスピンオフによる創業を計画支援する企業及び有為の技術者等人材に対して、大企業等に埋もれる経営資源の移転・流動化及びその活用に関するための研究開発を行い、その成果を産学官の結集により広く実社会全般に提供し、これを利活用させ、併せて創業支援等の事業を行い、もって、わが国産業の活性化及び経済振興による国民生活の向上に著しく貢献することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1) 社会教育の推進を図る活動

(2) 情報化社会の発展を図る活動

(3) 科学技術の振興を図る活動

(4) 経済活動の活性化を図る活動

(5) 職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動

(6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業の種類）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

(1) 大企業等に埋もれる経営資源の流動化及び中小企業等の再生やスピンオフによる創業の活発化に関する研究開発事業

(2) 大企業等及びその技術者等の経営資源の流動化相談、流動化情報の収集及び情報交換

会開催事業

(3) 経営資源の活用準備として、技術評価の実施、ビジネスプラン作成及び人材移転に関する仲介事業
(4) 経営資源を活用した創業等事業化の指導等支援・経営相談支援並びに人材移転事業
(5) 経営資源活用に関するセミナーやシンポジウムの開催等普及啓蒙事業
(6) 経営資源活用に関するコンサルティングや技術移転等の支援事業
(7) 大学発特許の技術移転及び産学官連携の共同研究のマッチング事業
(8) 自治体・金融機関等の保有する技術経営情報に対する技術評価やビジネスプラン作成事業
(9) その他目的を達成するために必要な事業

第３章 会 員
（種 別）
第６条　この法人の会員は、次の３種とし、正会員及び特別会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。
(1) 正 会 員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
(2) 特別会員　この法人の目的に賛同して入会した団体
(3) 賛助会員　この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体
上記以外の会員は、理事会で定める。
（入 会）
第７条　会員の入会について、特に条件は定めない。
２　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
３　理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
４　理事長は、第２項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）
第８条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）
第９条　会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
(3) 継続して１年以上会費を滞納したとき。
(4) 除名されたとき。

（退 会）

第 10 条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除 名）

第 11 条　会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。
(1) この定款に違反したとき。
(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
２　前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（入会金、会費の不返還）

第 12 条　既に納入した入会金、会費は返還しない。

第４章 役員及び職員

（種別及び定数）

第 13 条　この法人に、次の役員を置く。
(1) 理事３人以上 12 人以下
(2) 監事１人
２　理事のうち１人を理事長、２人以内を副理事長とする。

（選任等）

第 14 条　理事及び監事は、総会において選任する。
２　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
４　法第 20 条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることができない。
５　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

（職 務）

第 15 条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2　副理事長は、理事長を補佐する。

3　副理事長若しくは理事は、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第16条　役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2　補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第17条　理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解 任）

第18条　役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2　前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）

第19条　役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3　前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（職 員）
第20条　この法人に、事務局長その他の職員を置く。
2　職員は、理事長が任免する。

第5章 総 会

（種 別）
第21条　この法人の会議は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

（構 成）
第22条　総会は、正会員及び特別会員をもって構成する。

（権 能）
第23条　総会は、以下の事項について議決する。
(1) 定款の変更
(2) 解散
(3) 合併
(4) 事業計画及び予算並びにその変更
(5) 事業報告及び決算
(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
(7) 入会金及び会費の額
(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(9) 残余財産の帰属
(10) 事務局の組織及び運営
(11) その他運営に関する重要事項

（開 催）
第24条　通常総会は、毎年1回開催する。
2　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
(2) 正会員及び特別会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面又は電磁的方

法により招集の請求があったとき。
(3) 監事が第 15 条第 5 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

（招 集）
第 25 条　総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。
2　理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3　総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

（議 長）
第 26 条　総会の議長は、その総会に出席した正会員及び特別会員の中から選出する。

（定足数）
第 27 条　総会は、正会員及び特別会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

（議 決）
第 28 条　総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員及び特別会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）
第 29 条　各正会員及び特別会員の表決権は平等なものとする。
2　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員及び特別会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員及び特別会員を代理人として表決を委任することができる。
3　前項の規定により表決した正会員及び特別会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 51 条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。
4　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員及び特別会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）
第 30 条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所
(2) 正会員及び特別会員総数及び出席者数（書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人２名が、記名押印又は署名しなければならない。

第６章 理事会

（構 成）
第 31 条　理事会は、理事をもって構成する。

（権 能）
第 32 条　理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。
(1) 総会に付議すべき事項
(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（開 催）
第 33 条　理事会は、次に掲げる場合に開催する。
(1) 理事長が必要と認めたとき。
(2) 理事総数の３分の１以上から理事会の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
(3) 第 15 条第５項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招 集）
第 34 条　理事会は、理事長が招集する。
2　理事長は、第３３条第２号及び第３号の場合にはその日から 20 日以内に理事会を招集しなければならない。
3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議 長）
第 35 条　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

（議 決）

第 36 条　理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第 37 条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

3　前項の規定により表決した理事は、第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第 38 条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者、又は表決委任者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人が記名押印又は署名しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

（資産の構成）

第 39 条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費
(3) 寄付金品
(4) 財産から生じる収益
(5) 事業に伴う収益
(6) その他の収益

（資産の区分）
第 40 条　この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（資産の管理）
第 41 条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）
第 42 条　この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計の区分）
第 43 条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

（事業計画及び予算）
第 44 条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第 45 条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
2　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）
第 46 条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第 47 条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第 48 条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（臨機の措置）

第 49 条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第８章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第 50 条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員及び特別会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第３項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2　この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解 散）

第 51 条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員及び特別会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続の開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員及び特別会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

3　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 52 条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第３項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

（合 併）

第 53 条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員及び特別会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章 公告の方法

（公告の方法）

第 54 条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法２８条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにて行う。

第 10 章 雑 則

（細則）

第 55 条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

２　この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理事長	鳴戸　道郎
副理事長	大江　建
同	丸島　儀一
理　事	野尻　昭夫
同	三好　秀和
同	梅原　潤一
同	中村　裕一郎
同	並木　秀男
監　事	浅井　武夫

３　この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第１項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成１８年５月３１日までとする。

４　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立

総会の定めるところによる。

5　この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成１７年３月３１日までとする。

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金　　正 会 員　団体　50 万円　　個人　0 円

特別会員　団体　25 万円

賛助会員　団体　1 口 50 万円、1 口以上　　個人　1 口 5 万円、1 口以上

(2) 年会費　　正 会 員　団体　50 万円　　個人　1 万円

特別会員　団体　25 万円

賛助会員　団体　50 万円　　個人　5 万円